

5 標準的な整備メニュー

(1) 標準的な整備メニュー

健康みちづくり推進事業では、次のような整備メニューを標準として整備を進めていきます。なお、それぞれのルートにおいてこれらのメニューをすべて整備することを目指すのではなく、各ルートにとって必要なメニューを選択して整備していきます。

※これらの整備メニューは、あくまで標準的なメニューとして記載したものであり、道路法や河川法をはじめとした関係法令の範囲内で整備可能な施設等の整備を妨げるものではありません。また、現地の状況や道路の幅員など通行等の安全性が確保できる場所に設置します。



図 2 整備メニューのイメージパース

各整備メニューの整備目的、整備イメージは次のとおりです。

●案内サイン等

ア 距離標

〈整備目的〉

交差点などのルート上の分岐点において歩行者を円滑に案内するとともに、起点からの歩行距離や終点までの距離等の情報を示すことにより、歩行意欲を促進させます。

〈整備イメージ〉



イ ルート案内板

〈整備目的〉

ルート上の起終点となる空間や施設にルート案内板を設置し、ルート全体の案内や、魅力的な既存の地域資源（公園緑地、観光スポットなど）を示すことで、歩行意欲を促進させます。

〈整備イメージ〉



●休憩施設等

ウ ベンチ

〈整備目的〉

若者から高齢者まで幅広い世代の市民の皆さまが歩くことを楽しめるように、歩道の幅員など現地の状況を踏まえ、適切な間隔でルート上にベンチなどの休憩施設を設置します。

〈整備イメージ〉



■ベンチ等休憩施設の寄付制度の検討

本事業で取り組む「みちづくり」では、多くの市民の皆さまの地域のまちづくりへの積極的な関りや地域との連携・協働に支えられ、進めることが大切です。

このため、ベンチ等の休憩施設の整備にあたっては親しみをもって、大切に利用し、維持管理に参加していただけるように、個人、団体、企業の皆さまからベンチ等を寄付していただく制度などの検討についても進めていきます。

エ 四阿（あずまや）

〈整備目的〉

若者から高齢者まで幅広い世代の市民の方が歩くことを楽しめるように、河川プロムナードで、設置するための空間が十分にあり、かつ必要性が高い箇所に四阿などの休憩施設を設置します。

〈整備イメージ〉



●歩道の舗装等

オ 舗装新設、改修

〈整備目的〉

歩きやすく魅力的な歩行空間を確保するため、ルート上の未舗装区間の舗装新設や、老朽化した舗装の改修を行います。

〈整備イメージ〉



カ 根上り対策

〈整備目的〉

歩きやすく魅力的な歩行空間を確保するため、根上りによる舗装の段差やひび割れ等の部分改修を行います。

〈整備イメージ〉



●植栽等

キ 街路樹、植栽

〈整備目的〉

歩行空間の魅力向上を図るため、街路樹、植栽等の整備を行います。

〈整備イメージ〉



ク 花壇

〈整備目的〉

歩行空間の魅力向上を図るため、地域との協働による維持管理が可能な箇所において、花壇の整備を行います。

〈整備イメージ〉



●その他の施設

ケ カラーベルト

〈整備目的〉

道路空間での視覚的な歩車分離により、歩行者の安全な歩行空間を確保します。

〈整備イメージ〉



コ 歩行者安全施設

〈整備目的〉

幅員が狭い箇所や車両の進入の可能性がある箇所では、安全で歩きやすい空間を創出するため、車止めや防護柵等の歩行者安全施設の設置を行います。

〈整備イメージ〉



サ 手すり（坂道、階段）

〈整備目的〉

起伏に富んだルートであっても歩くことを楽しめるように、急な坂道や階段では歩行を支援する手すりの設置を行います。